

川越市 地域クラブ活動（部活動地域展開）に向けた
ガイドライン

令和８年１月

（令和８年９月改正）

川越市

目 次

<u>1 地域クラブ活動の定義と取組の推進体制</u>	p 1 ~
(1) 地域クラブ活動の定義及び目的・趣旨	
(2) 運営団体	
(3) 川越市の責務	
(4) 地域クラブ活動の責務と活動原則	
(5) 指導者の責務	
(6) 生徒の権利	
(7) 市立中学校の役割	
<u>2 直営地域クラブ活動</u>	p 2
(1) 直営地域クラブ活動とは	
(2) 設置手順	
(3) 保険の加入について	
<u>3 認定地域クラブ活動</u>	p 2 ~
(1) 認定地域クラブ活動とは	
(2) 設置手順	
(3) 認定要件及び認定の取り消し	
(4) 認定地域クラブ活動が受けられる支援	
(5) 認定の申請	
(6) 認定の手順	
<u>4 部活動と地域クラブ活動（直営地域クラブ活動・認定地域クラブ活動）の態様</u>	p 4
<u>5 直営地域クラブ活動 指導者登録制度</u>	p 4 ~
(1) 指導者の役割	
(2) 適切な指導体制の構築	
(3) 指導者の要件	
(4) 登録の有効期間	
(5) 指導者登録から活動までの流れについて	
<u>6 地域クラブ活動における生徒の留意事項</u>	p 7 ~
(1) 活動場所等への移動	
(2) 連絡体制と個人情報の取扱い	
(3) 安全な活動場所の確保	

こどもたちが希望する活動を主体的に選択し、地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障することを目指します

はじめに

本市が求める地域クラブ活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであります。

令和7年12月に策定された国のガイドラインでは、『令和5年度にスタートした部活動改革に関する「改革推進期間」（令和5年度～令和7年度）も終わりを迎えようとしています』と示されております。

- ・急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するためには、部活動改革を進めることが不可欠
- ・これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障することが必要
- ・障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要、とあります。

部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、公教育の再生等の観点を踏まえ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要であります。部活動改革を機に、中学校等の生徒のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実につなげていくという視点も重要であり、各地域においてスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待されます。部活動の地域への展開等を通じて、こどもや大人、高齢者や障害者等の参加・交流も促進され、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加のほか、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化などにつながることも期待されます。

本ガイドラインは、令和7年3月31日に川越市において、「こどもたちがスポーツ・文化芸術活動を通じた多様な学びの機会を持続的に確保していくこと」を目的として、『川越市立中学校における部活動地域連携・地域移行推進計画【令和7年度～令和13年度】』を策定したものを基に、また、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、地域クラブ活動を推進する上での基本的な方針として定めました。

川越市では、令和8年度（3年生の大会・発表会等終了後）から、地域の力を結集して「地域クラブ活動」を立ち上げ、中学生の活動を応援していきます。

1 地域クラブ活動の定義と取組の推進体制

(1) 地域クラブ活動の定義及び目的・趣旨

ア 定義

本市の地域クラブ活動は、「本市市立中学校に在籍する中学生を主な対象に、スポーツ・文化芸術活動の機会を安定的・継続的に提供できるクラブで、『川越市立中学校における部活動地域連携・地域移行推進計画【令和7年度～令和13年度】』及び本ガイドラインに沿った活動を行う^{※1}など、本市地域クラブ活動の趣旨や意義を理解し、その推進に協力するクラブ活動」とする。

※1 本ガイドラインは、国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ」、「埼玉県地域クラブ活動推進計画」、「川越市の部活動の方針」に参考に定めたものである。

イ 目的・趣旨

本市の地域クラブ活動は、生徒を中心に考え、豊かで幅広い活動が実現されるよう、これまで学校が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出するものである。新たな価値とは、生徒のニーズに応じた多様な体験、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導を指す。

(2) 運営団体

上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、各地域クラブ活動の統括（直営地域クラブ活動の設置・運営、認定地域クラブ活動及び指導者登録制度の運用）を行う事務局として運営団体を据え、川越市・川越市教育委員会と連携の下、一連の取組を進めていく。また、認定地域クラブ活動の設置・運営の促進について川越市と連携して検討・実施していく。

(3) 川越市の責務

川越市は、上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、運営団体はもちろん、地域や事業者等の幅広い関係者と協働し、また必要な支援を行い、川越市の地域クラブ活動を推進する責を負う。

(4) 地域クラブ活動の責務と活動原則

本市の地域クラブ活動は、上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、生徒が安心・安全に、また、学校生活と地域クラブ活動とを両立し、充実した日々を過ごすことができるよう活動することを原則とし、責務とする。また、各地域クラブ活動は、設置者がその責任の下に運営するものである。

(5) 指導者の責務

本市の地域クラブ活動における指導者は、上記(1)に掲げる目的・趣旨を達成するために、第一に生徒のことを考え、次に掲げる方針の下で指導を行うこととする。

ア 個性を伸ばし、友情を深めるなど良好な人間関係を育て、常に地域クラブ活動の趣旨・目的を再確認し、対話を重視した指導を図る。

イ 生徒の声に積極的に耳を傾け、各地域クラブ活動の運営に生かす。

ウ 短期的な結果を追うのではなく、生徒の長期的なスポーツ・文化芸術等の活動を見据えた指導を行う。

エ 指導者も常に学び続けながら、生徒の成長を支援する。

(6) 生徒の権利

生徒は、各地域クラブ活動から自分に合ったものを選び、活動することができる。活動に当たっては、指導者の指導の下、自らが主体的かつ自発的に活動に参加するものである。地域クラブ活動に関することで悩みや相談があるときは、指導者はもとより、相談内容に応じて運営団体や川越市・川越市教育委員会に相談することができる。

(7) 市立中学校の役割

市立中学校は、上記(1)に掲げる趣旨・目的を達成するために、地域クラブ活動による校舎及び運動施設並びに学校備品等の利用への協力、地域クラブ活動での指導を希望する教員への理解に努めるとともに、自校の生徒が地域クラブ活動で活動することに興味・関心を寄せ、その活動への参加に対する理解に努めるものとする。

2 直営地域クラブ活動

(1) 直営地域クラブ活動とは

直営地域クラブ活動は、地域展開後も生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するものとして、川越市・川越市教育委員会が中学校部活動を地域クラブ活動化する形で設置し、運営する地域クラブ活動である。部活動地域展開後におけるこどもたちの主な活動の場として、こどもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することを目的とする。会費については、国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を検討していく。

(2) 設置手順

川越市・川越市教育委員会で、活動拠点や指導者等の確保を見通し、認定地域クラブ活動の充実状況等を総合的に勘案しながら協議・検討の上で設置していく。

(3) 保険の加入について

指導者や参加する生徒に対して自身の怪我等を補償する保険や賠償責任保険に加入する。これまで学校管理下の活動時に加入している日本スポーツ振興センターの保険は、地域クラブ活動の際には適用対象外となる。

3 認定地域クラブ活動

(1) 認定地域クラブ活動とは

認定地域クラブ活動は、総合型地域スポーツクラブや地域のクラブチーム等で市から認定を受けた地域クラブ活動である。既存の部活動にとらわれない、多様な選択肢の確保を目的とする。

(2) 設置手順

生徒が多様な選択肢から興味・関心のある活動を選べるよう、川越市及び運営団体が設置・運営を支援する上で、川越市が本ガイドライン及び川越市の定める基準に基づき認定を行う。

(3) 認定要件及び認定の取り消し

ア 認定要件

- (ア) 「川越市地域クラブ活動（部活動地域展開）に向けたガイドライン」を遵守した活動であること。
- (イ) 主に川越市内の中学生を対象とし、地域クラブ活動に自由に加入及び退会できること（中学生のみを対象とする活動に限らず、中学生以外の世代と一緒にを行う活動も認める）。
- (ウ) 川越市内に活動拠点を置く活動であること。
- (エ) 地域クラブ活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費等を設定し、年間収支予算を編成していること。
- (オ) 営利目的を主にした地域クラブ活動の運営ではないこと。
- (カ) 持続可能な地域クラブ活動の運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (キ) 以下の要件を満たす規約又は会則等を作成しており、その内容が社会通念上、適切であると認められること。
 - ① 目的が記載されていること。
 - ② 入退会について記載されていること。
 - ③ 会費について記載されていること。
 - ④ 以下に準ずる役員を置くことが記載されていること。
 - a. 代表 b. 会計 c. 監事
 - ⑤ 総会について記載されていること。
- (ク) 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (ケ) 体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、活動することもたちの立場に立った、人権を尊重した活動を行うこと。
- (コ) 設置・運営者並びに指導者は、川越市が進める研修を年に一度受講し、体罰の禁止やコンプライアンスの遵守等を約するほか、適宜、川越市又は事務局（運営主体）の指導に従うこと。
- (サ) この他、川越市の定める要件を満たすこと。

「川越市地域クラブ活動（部活動地域展開）に向けたガイドライン」を遵守し、川越市内に活動拠点を置き、かつ川越市内に居住する中学校生徒を対象とした活動とする。

このほか、認定要件については別途定める。

イ 認定の取り消し

『川越市立中学校における部活動地域連携・地域移行推進計画【令和7年度～令和13年度】』及び本ガイドライン並びに川越市の定める関係規定に違反し、川越市又は運営団体による指導を経てもなお是正されない場合には、認定を取り消す。また、違反の内容等が本ガイドラインの趣旨・目的を著しく逸脱するなどした場合は、指導を経ずに認定を取り消すことがある。

(4) 認定地域クラブ活動が受けられる支援

ア 市立小中学校へのチラシ配布等による広報支援。

イ 地域クラブ活動を行うための市立学校校舎及び運動施設、文化施設等の施設利用調整の支援。

ウ その他の支援については、クラブのニーズ等を踏まえて適宜検討する。ただし、直接公費の支出を要するような内容は支援の対象外。

(5) 認定の申請

川越市認定地域クラブ活動の申請をしようとする団体は、別途定める書類を添えて、川越市又は運営団体に提出すること。

(6) 認定の手順

ア 認定

川越市は、運営団体を主管として、申請書類をもとに認定要件に照らして審査し、必要に応じて現地視察や申請団体へのヒアリングを行った上、認定の可否を決定し、別途定める通知書により申請団体に通知する。

イ 認定期間

認定の有効期間は、最長３年間（認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（認定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））とする。（令和８年度に認定を受けようとする場合・・・令和８年２月に申請書を提出した場合には、令和１１年３月３１日まで、令和８年４月に申請書を提出した場合も令和１１年３月３１日までとする。）

4 部活動と地域クラブ活動（直営地域クラブ活動・認定地域クラブ活動）の態様

各地域クラブ活動の態様と活動方針は、下表のとおりとする。なお、直営地域クラブ活動の規定や認定地域クラブ活動の認定要件の詳細は別途定める。

	部活動	直営地域クラブ活動	認定地域クラブ活動
①運営団体・実施主体	各中学校	川越市	団体、個人等
②指導者	教員、部活動指導員	地域人材、希望する教員	各団体の指導者
③参加者	各中学校の生徒	近隣の中学校区単位	主に川越市内の生徒 ※生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を確保する。
④活動拠点	各中学校	市内学校、体育施設等	市内学校、体育施設等
⑤活動方針	学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場	スポーツ・文化芸術等に親しむ機会の確保	川越市直営地域クラブ活動に準ずる
⑥活動時間 ※適切な活動時間・休養日の設定。	【活動時間】 平日2時間程度 休日3時間程度 【休養日】 平日1日以上 土日1日以上	【活動時間】 平日2時間程度 休日3時間程度 【休養日】 週2日以上 (※ただし、月上限50時間までとする。)	認定地域クラブ活動としての活動時間は、直営地域クラブ活動に準ずる。
⑦費用負担	部費（実費負担）	会費 会費（今後、受益者負担を検討していく。） ※1 可能な限り低廉な参加費等を検討 ※2 負担軽減策（減免等）も検討	会費 ※参加しやすい額であること
⑧保険	日本スポーツ振興センター	スポーツ安全保険等	加入必須、種類は団体一任
⑨大会等の運営	—	(1)参加者：円滑な参加 (2)指導者等：大会運営協力	直営地域クラブに準ずる。 ※特に大会等の運営については、積極的に協力すること

5 直営地域クラブ活動 指導者登録制度

直営地域クラブ活動の指導者は、川越市又は運営団体が管理する指導者登録制度の登録者の中から川越市又は運営団体が選定し配置する。なお、副業等として関わる場合には、主たる勤め先からの許可を得られているか確認する。また、待遇等は別途定める（教職員の兼職兼業に関わる内容含む）。

(1) 指導者の役割

直営地域クラブ活動の活動現場における責任者として、活動計画書の作成、機器利用や熱中症対策等の安全配慮、技術指導、大会等での指揮などを行う。事故等が発生した際、場合によっては管理責任を問われることがある。

運営団体と指導者の役割分担		
	指導者	運営団体
地域クラブ活動の運営		
会計	○(軽微なもの)	○
備品・消耗品等の購入	○(軽微なもの)	○
活動場所の調整	○(軽微なもの)	○
指 導		
活動計画書の作成	○(作成)	○(確認)
技術指導	○	×
大会等の引率	○	×
大会運営への協力	○(必要な場合)	△
安全配慮	○(現場レベル)	○(直営全体)
保護者対応		
地域クラブ活動の運営に係るもの	○(軽微なもの)	○
指導方針に係るもの	○(軽微なもの)	○
会員対応		
出欠確認	○	×
欠席時等の保護者連絡	○(事務局向け)	○(保護者向け)
責任範囲		
指導・引率時の事故等	○(事案による)	○(事案による)

(2) 適切な指導体制の構築

ア 指導者に求められる資質

実技指導、大会等の引率、会計管理など多様な職務に従事する。

イ 指導者資格の取得

次の(3)で定めている要件を満たす人材を確保する。

ウ 指導者としての質の保障

会員の心身の健康管理、事故防止を徹底し、暴力・暴言・ハラスメントを根絶する。

エ 指導者の確保

スポーツ・文化芸術団体のほか、退職教員、兼職兼業等の許可・承認を得た教員等、企業関係者、大学関係者、公認スポーツ指導者など、様々な関係者から指導者を確保する。

オ 生徒の多様な活動への理解

特定の種目等だけでなく、自主的・自発的に参加する多様な活動を尊重する。

(3) 指導者の要件

詳細は川越市において定める。直営地域クラブで指導を行う指導者（指導者登録制度）の要件は次のとおりとする。

- ア 直営地域クラブの意義や趣旨、活動方針を十分に理解していること。
- イ 競技や活動の楽しさや魅力等を会員に十分伝えられるだけの技術、知識、経験があること。その際、以下のいずれか1つを満たしていること。
 - (ア) 日本スポーツ協会の競技別指導者資格（スタートコーチ、コーチ1～4、教師、上級教師）または各競技の指導者資格を所持している、あるいは講習を修了し資格取得予定であること。
 - (イ) 教員免許を取得しており、指導を希望する競技、種目、分野等の部活動や地域クラブでの指導の経験があること。
 - (ウ) 学校部活動において、部活動指導員として1年以上の指導経験があること。
 - (エ) 指導を希望する競技、種目、分野等の活動・指導経験があること。
- ウ 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者であること。
- エ 以下のいずれにも該当しない者
 - (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者であること。
 - (イ) 暴力等或いは暴力団員を始めとする反社会勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者であること。
 - (ウ) 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者であること。

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の属する年度の翌々年度末））とする。（令和8年度に認定を受けようとする場合・・・令和8年2月に申請書を提出した場合には、令和12年3月31日まで、令和8年4月に申請書を提出した場合も令和12年3月31日までとする。）

(5) 指導者登録から活動までの流れ

手続き等の内容	申請者	運営団体
申請～登録		
① 指導者登録申込書の提出	○	—
② 申請受理・書類審査	—	○
③ 面談、指導希望等の確認	—	○
④ 指導者認定通知書	—	○
⑤ 誓約書・預金口座振込依頼書の提出	○	—



正式採用・登録



配置～活動	申請者	運営団体
⑥ 配置先の検討・内示	—	○
⑦ 兼職兼業にかかる書類の提出(必要な者)	○	—
⑧ 配置の決定・連絡	—	○
⑨ 活動月の翌月 10 日までに提出する書類	○	—



活動開始

6 地域クラブ活動における生徒の留意事項

(1) 活動場所等への移動

地域クラブ活動は、学校部活動と異なり学校管理外である。そのため、活動場所への移動等については次のとおりとする。

ア 活動場所への移動は、自己の責任で行うこと。

自転車や公共交通機関、送迎等、移動手段は限定しない。ただし、例えば自転車を活動場所に停める場所や自動車等からの乗降場所などについては、当該施設や近隣住民等の迷惑とならないよう、施設管理者の指示に従うこと。

イ 携帯電話・スマートフォン等の持ち込み

携帯電話・スマートフォン等を活動場所に持ち込むことは禁止しない。ただし、ルールやマナーを守って使用すること。

(2) 連絡体制と個人情報の取扱い

連絡体制や緊急時の連絡網は、直営地域クラブ活動においては川越市及び運営団体の、認定地域クラブ活動においては各地域クラブ活動の指示に従うこと。なお、直営地域クラブ活動の指導者は、生徒や保護者の連絡先等を保有し又は個別に連絡を取り合うことは原則として禁止する。連絡を取る必要がある場合には、必ず川越市及び運営団体の指示に従うこと。

(3) 安全な活動場所の確保

活動を行う上では、指導者の指示に従い、生徒自身も安全・安心な活動の確保に努める必要がある。

以 上

附則

このガイドラインは、令和８年１月２８日から実施する。

附則

このガイドラインは、令和８年９月１日から実施する。